

事務連絡
令和6年4月8日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

応援職員による住家の被害の程度に関する最終判定について

令和6年能登半島地震に係る応援職員の派遣にあたり、派遣元自治体から、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項に基づき、市町村長が災害による住家の被害の程度を証明するに際し、応援職員が、その最終的な判定事務に従事することで、罹災証明書の迅速な交付を進めるべき旨の要望があったところです。

罹災証明書は、災害応急対策期から災害復旧期にわたる被災者支援の実施の前提となるものであり、その交付は、法に定める災害応急対策に該当するものと解されます。このため、住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る事務を遂行するに際しては、法第67条第1項に基づく応援を求めることが可能です。その際、同条第2項に基づき、応援職員は、応援を求めた市町村長の指揮の下に行動することとなることから、被害認定調査が公平に行われる体制の下で、応援職員が、住家の被害の程度に関する最終的な判定事務に従事することも可能です。

貴職におかれては、この旨ご留意いただくとともに、庁内関係部局及び管内市区町村に対して周知するようお願いいたします。

【参考】

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（略）

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅、打矢、小柳
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034
Mail yoshihiko.uchiya.b6j@cao.go.jp
eimi.koyanagi.c4d@cao.go.jp